

# 千葉県における分別解体等の届出先一覧表(市町村別)

No.1

令和5年4月1日現在

対象建設工事 施工場所	届出先機関名		
	建築物		工作物(土木工事等)
	※建築物	左欄以外の建築物及び建築系工作物	
千葉市	千葉市都市局建築部建築指導課 TEL 043-245-5838		千葉市建設局土木部技術管理課 TEL 043-245-5367
市川市	市川市街づくり部建築指導課 TEL 047-712-6335		
船橋市	船橋市建設局建築部建築指導課 TEL 047-436-2674		
松戸市	松戸市街づくり部建築指導課 TEL 047-366-7368		
柏市	柏市都市部建築指導課 TEL 04-7167-1145		
市原市	市原市都市部建築指導課 TEL 0436-23-9840		
佐倉市	佐倉市都市部建築指導課 TEL 043-484-6169		
八千代市	八千代市都市整備部建築指導課 TEL 047-421-6775		
我孫子市	我孫子市都市部建築住宅課 TEL 04-7185-1541		
浦安市	浦安市都市政策部建築指導課 TEL 047-712-6553		
習志野市	習志野市都市環境部建築指導課 TEL 047-453-9231		
木更津市	木更津市都市整備部建築指導課 TEL 0438-23-8596		
流山市	流山市まちづくり推進部建築住宅課 TEL 04-7150-6088		
成田市	成田市土木部建築住宅課 TEL 0476-20-1564		
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課 TEL 047-445-1466	柏土木事務所 建築宅地課 TEL 04-7167-1371	東葛飾土木事務所 調整課 TEL 047-364-5139
野田市	野田市都市部都市計画課 TEL 04-7199-7603		
四街道市	四街道市都市部建築課 TEL 043-421-6144	印旛土木事務所 建築課 TEL 043-483-1141	印旛土木事務所 調整課 TEL 043-483-1166
白井市	白井市都市建設部建築宅地課 TEL 047-492-1111		
印西市	印西市都市建設部建築指導課 TEL 0476-42-5111		
君津市	君津市建設部建築課 TEL 0439-56-1142	君津土木事務所 建築宅地課 TEL 0438-25-5137	君津土木事務所 調整課 TEL 0438-25-5134
茂原市	茂原市都市建設部建築課 TEL 0475-20-1588	長生土木事務所 建築宅地課 TEL 0475-24-4286	長生土木事務所 調整課 TEL 0475-26-3702
富津市	君津土木事務所 建築宅地課 TEL 0438-25-5137		君津土木事務所 調整課 TEL 0438-25-5134
袖ヶ浦市			
八街市			
印旛郡	酒々井町	印旛土木事務所 建築課 TEL 043-483-1141	
	栄町	印旛土木事務所 調整課 TEL 043-483-1166	

※建築物・・・建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物

木造建築物で主に専用住宅の2階以下かつ500㎡以下又は木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下などです。

詳細については、お問い合わせください。

対象建設工事 施工場所	届 出 先 機 関 名		
	建 築 物		
	※ 建 築 物	左欄以外の建築物及び建築系工作物	
		工作物(土木工事等)	
富 里 市			
山武郡芝山町	成田土木事務所 建築宅地課 TEL 0476-26-4854	成田土木事務所 調整課 TEL 0476-26-3631	
香取郡	多古町		
	神崎町		
	東庄町	香取土木事務所 建築宅地課 TEL 0478-52-5554	香取土木事務所 調整課 TEL 0478-52-5194
香 取 市			
匝 瑳 市			
旭 市	海匠土木事務所 建築宅地課 TEL 0479-72-1172	海匠土木事務所 調整課 TEL 0479-72-1160	
銚 子 市			
		銚子土木事務所 調整課 TEL 0479-22-6561	
東 金 市			
大網白里市			
山武郡	九十九里町	山武土木事務所 建築宅地課 TEL 0475-54-1133	山武土木事務所 調整課 TEL 0475-54-1134
	横芝光町		
山 武 市			
長生郡	一宮町		
	睦沢町		
	長生村	長生土木事務所 建築宅地課 TEL 0475-24-4286	長生土木事務所 調整課 TEL 0475-26-3702
	白子町		
	長柄町		
	長南町		
勝 浦 市			
い す み 市	夷隅土木事務所 建築宅地課 TEL 0470-62-3315	夷隅土木事務所 調整課 TEL 0470-62-3316	
夷隅郡	御宿町		
	大多喜町		
鴨 川 市			
館 山 市	安房土木事務所 建築宅地課 TEL 0470-22-4340	安房土木事務所 調整課 TEL 0470-22-4344	
南 房 総 市			
安房郡鋸南町			

※建築物・・・建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物

木造建築物で主に専用住宅の2階以下かつ500㎡以下又は木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下などです。

詳細については、お問い合わせください。